

意見書案第5号

地方自治体職員の人材確保の観点から給与制度のアップデートと
地方財源の確保を行うよう求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月28日

東近江市議会議長
西澤由男様

提出者

東近江市議会 総務常任委員会
委員長 西村和恭

地方自治体職員の人材確保の観点から給与制度のアップデートと 地方財源の確保を行うよう求める意見書

令和2年以降3年余にわたる新型コロナウイルス感染症と、令和6年元日の能登半島を中心とした地震は、とりわけ非平時における公務公共サービスの脆弱性をあらわにするとともに、地方自治体を中心とした公務公共の再生が国を挙げて取り組むべき課題であることを明らかにした。その基礎となるのが人材の確保と育成、定着であり、地方自治体職員の働きがいの向上と公務の魅力回復は不可分の課題である。

こうした情勢のもと、人事院は令和5年8月7日の給与報告で「給与制度のアップデート」を打ち出し、「公務員人事管理に関する報告」において、「地域手当に関しては、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見をはじめ、様々な指摘がある。このため、最新の民間賃金の反映と併せ、級地区分の設定を広域化するなど大きくくりな調整方法に見直す」とし、令和6年の勧告でその成案を示すとしている。

言うまでもなく地域手当は職員の給与の一部分であり、給与水準は就職希望者が自治体を選択する際の重要な要素の一つとなっているため、人材の確保に大きく関わる。特に滋賀県のように地域手当支給地と非支給地が混在する地域では、非支給自治体では職員募集の面で非常に苦労している。また、同時に、介護報酬や保育所の公定価格の地域区分は地域手当の級地区分に準拠しているため、自治体職員の給与水準のみならず、地域経済全体の動向にも大きな影響を与える社会的課題ともなっている。

については、人事院は本年夏に給与制度のアップデートの勧告を行うにあたっては、その内容が地方公務員法第24条第2項の規定により地方自治体に直接影響を及ぼすことを考慮し、持続可能な地方自治を推進する立場から、すべての職員の給与水準を下げることなく地方公務員の人材確保、定着および働きがいの向上に資する勧告を行うこと。

とりわけ地域手当の大きくくり化にあたっては、同一生活圈や経済圏など地域の結びつき等を十分に考慮して、原則県単位とし、県域全体の持続可能な共栄・発展に資するものとする。

具体的には、滋賀県の地域手当の支給率を最低6%に統一し、激変緩和措置を講ずるとともに、地方交付税の算定にあたり基準財政需要額にその費用を算入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

東近江市議会議長 西 澤 由 男

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
総務大臣	松 本 剛 明 様
衆議院議長	額 賀 福志郎 様
参議院議長	尾 辻 秀 久 様